

## 仙台市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(平成 17 年 10 月 31 日健康福祉局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に定める放課後児童健全育成事業のうち本市以外の実施主体が行うもの（以下「民間児童クラブ事業」という。）に対し、運営費等の一部を補助し、もって児童福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、仙台市児童クラブ事業実施要綱（平成 24 年 3 月 29 日市長決裁）の例によるもののほか、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けたものをいう
- (2) 補助事業 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- (3) 平日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）をいう
- (4) 会計年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう

### (補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 法及び仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年仙台市条例第 44 号、以下「本市基準条例」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を健全かつ円滑に実施できる団体又は個人（以下「実施団体」という。）
- (2) 申請者が個人又は法人格のない団体の場合は、本人又は当該団体の代表者が本市の市税を滞納していないこと
- (3) 申請者が法人である場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

### (市税の取扱等)

第 4 条 前条第 2 号及び第 3 号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

- 2 前条第 2 号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 319 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税とする。
- 3 前条第 3 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和 40 年

仙台市条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助事業)

第5条 この補助金の交付対象となる民間児童クラブ事業は、次の各号の要件をすべて満たしている事業とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業の利用ニーズが高い小学校区、放課後児童健全育成事業が実施されていない小学校区、又はその他本市における健全育成事業において効果があると認められる小学校区において事業を行うものであること。
- (2) 対象児童は、仙台市内の小学校第1学年から第6学年までに在籍する児童で、昼間保護者等が就労等のため家庭にいない児童で、適切な遊び及び生活の場の提供が必要な児童とすること。
- (3) 国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けていないこと。
- (4) 実施団体の従業員等の児童のみを対象としないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 前条の規定に基づき交付対象とする民間児童クラブ事業のうち、次の各号のいずれかの要件を満たすものについては、別表1に定める補助金の交付に加えて、別表2に定める補助金を交付するものとする。

- (1) 当該民間児童クラブの主たる事業運営学区において、令和6年度までに児童館児童クラブの登録待機が見込まれるとともに、当該民間児童クラブの保護者負担金の基準額が月額15,000円以下かつ児童が利用可能な居室の延床面積が33㎡以上であること。
  - (2) 当該民間児童クラブが、放課後子ども教室との一体型の児童クラブであること。
- 3 一会計年度において、平日1日あたりの平均利用者数が5人以下となる月が3月連続した場合又は通算して4月に達した場合は、その翌月以降は平均利用者が6人以上となる月を除き事業運営費補助金は交付しない。
- 4 前条の規定に基づき交付対象となる民間児童クラブ事業のうち、令和6年度までに児童館児童クラブの登録待機が見込まれる小学校区において新たに開設するものについては、その開設に必要な経費として、予算の範囲内において別表3に定める補助金を交付するものとする。なお、当該補助金を交付した場合は、別表1に定める設備整備費補助金は交付しないものとする。
- 5 前項に規定する補助金の交付を受ける者は、当該補助金の交付決定の通知があった日から6月以内に当該民間児童クラブを開設しなければならない。
- 6 第2項第1号及び第4項に規定する令和6年度までに児童館児童クラブの登録待機が見込まれる小学校区は、市長が別に定める。
- 7 前年度に第2項第1号の要件を満たし別表2に定める補助金の交付を受けた民間児童クラブ事業のうち、前項の規定により児童館児童クラブの登録待機が見込まれる小学校区が変更され、当該要件を満たさないこととなったものについては、当該要件を満たさないこと

となった年度以降3会計年度の間、当該補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、放課後児童健全育成事業補助金交付申請書、その他必要な書類を添付して、別に定める日までに市長に提出して行うものとする。

(審査及び交付の決定等)

第8条 市長は、申請が到達してから60日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の適否及び補助金の額を決定するものとする。なお、第6条第4項に規定する補助金について、同一の小中学校区において開設を予定する複数の者から交付の申請があった場合、市長は、開設する場所、登録見込み児童数、保護者負担金の額等を勘案し、交付を受ける者を決定するものとする。

2 市長は前項に規定する審査の結果、補助金の交付の決定をした場合は、申請者に対し規則第6条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業補助金交付決定書により通知するものとする。

3 市長は前2項に規定する審査の結果、補助金の不交付の決定をした場合は、申請者に対し、その理由を付した通知書を送付するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、放課後児童健全育成事業補助金事業変更等承認申請書により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、放課後児童健全育成事業補助金事業変更等承認通知書により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに放課後児童健全育成事業補助金交付申請取下書により行うものとする。

(状況報告)

第11条 第6条第1項及び第2項に規定する補助金の交付を受けた補助事業者は、各月の事業の実施状況を翌月の10日までに放課後児童健全育成事業実施状況報告書により市長あてに報告するものとする。

(補助事業の遂行等の指示)

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

3 前2項の規定による指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告等)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した放課後児童健全育成事業補助金事業実績報告書に次の書類を添えて、当該会計年度における事業終了後速やかに行わなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る収支を明らかにした書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、放課後児童健全育成事業補助金確定通知書により行うものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、第6条第1項及び第2項に規定する補助金について、規則第15条ただし書の規定により、前期（4月から9月分）及び後期（10月から翌年3月分）の2回に分けて概算払により交付するものとする。

2 市長は、第6条第4項に規定する補助金について、規則第15条の規定により、当該補助金額を確定した後に交付するものとする。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、第14条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等)

- 第18条の2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額確定に伴う報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前項の返還の期限は、当該請求のなされた日から20日以内とする。

(財産の処分の制限等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 2 前項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

- 第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(委任)

- 第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、児童クラブ事業推進課長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から実施する。

(平成17年度における補助金の額)

- 2 平成17年度中の事業運営費補助金に限り、第6条第1項の表中

「

20人以上35人以下	月額140,500円
36人以上	月額220,250円

」とあるのは、

「

20人以上	月額140,500円
-------	------------

」と読み替える。

附則（平成18年3月22日改正）

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附則（平成18年9月29日改正）

この改正は、平成18年10月1日から実施する。

附則（平成19年3月30日改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附則（平成22年3月23日改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附則（平成25年3月18日改正）

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附則（平成27年4月1日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附則（平成28年3月24日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成28年9月30日改正）

この改正は、平成28年10月1日から実施する。

附則（平成29年4月1日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附則（平成30年4月1日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附則（平成31年4月1日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附則（令和2年4月1日改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附則（令和3年4月1日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附則（令和4年4月1日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附則（令和5年4月1日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

別表 1（第 6 条関係）

補助金の種類	補助対象経費	1 か月の平日平均利用 児童数	金 額
事業運営費補助金	補助事業の実施に要する経費（飲食物に係る経費は除く。）	5 人以下/日	月額 50,000 円
		6 人以上 9 人以下/日	月額 63,000 円
		10 人以上 19 人以下/日	月額 94,500 円
		20 人以上 35 人以下/日	月額 140,500 円
		36 人以上/日	月額 220,250 円
設備整備費補助金	補助を受ける初年度に整備する備品等に要する経費		年額 80,000 円

別表 2（第 6 条関係）

補助金の種類	補助対象経費	金額
放課後児童健全育成事業加算補助金	補助事業の実施に要する経費（飲食物に係る経費は除く。）	市長が別に定める額から、別表 1 に定める事業運営費補助金の額を減じた額
一体型事業等実施補助金	放課後子ども教室との共通プログラムの企画運営のための講師招聘に係る経費	共通プログラムの年間合計実施時間 1 時間につき 961 円とし年額 369,000 円を超えない額

別表 3（第 6 条関係）

補助金の種類	補助対象経費	金額
開設準備経費補助金	新規開設に必要なとなる設備の整備費及び修繕費並びに備品の購入費	合計で 1,000,000 円を限度とし、交付決定日の属する年度中に支出したものに限る。
	新規開設する施設の賃借に係る礼金及び開設前月分の賃料	礼金と賃料それぞれで 300,000 円を限度とし、交付決定日の属する年度中に支出したものに限る。

市長が別に定める額

(参考)

補助金の種類	補助対象経費	交付要件	金額（月額）
登録児童数加算	補助事業の実施に要する経費（飲食物に係る経費は除く。）	平日の平均利用児童数 5 人以下	179,300 円
		平日の平均利用児童数 6 人以上 9 人以下	189,000 円
		平日の平均利用児童数 10 人以上 19 人以下	213,100 円
		平日の平均利用児童数 20 人以上 35 人以下	392,300 円
		平日の平均利用児童 36 人以上	394,500 円
開所日数加算	補助事業の実施に要する経費（飲食物に係る経費は除く。）	1 日 8 時間以上開所	（年間開所日数－250 日）× 1,500 円
長時間開所加算額	補助事業の実施に要する経費（飲食物に係る経費は除く。）	平日（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所）	「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 34,000 円
		長期休暇（1 日 8 時間を超えて開所）	「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 15,300 円

市補助額（基本額）	加算額
50,000 円	129,300 円
63,000 円	126,000 円
94,500 円	118,600 円
140,500 円	251,800 円
220,250 円	174,250 円
なし	金額欄のとおり
なし	金額欄のとおり
なし	金額欄のとおり